

○ ふるさと甲佐応援寄附金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと甲佐応援寄附金条例（平成20年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 町長は、寄附金の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思われる場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、理由及び経過を記録しておかなければならない。

(事業の種類等)

第3条 条例第3条第1項及び第7条に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさとの環境・景観保全のための事業
- (2) 人々の安全安心なまちづくりのための事業
- (3) 明日を担う子どもの育成のための事業
- (4) 町長が必要と認める事業

(寄附金の申込み)

第4条 寄附金の申込みは、ふるさと甲佐応援寄附申込書(様式第1号)により行い、寄附金の払込みは納付書により行うものとする。

2 前項の場合において、町長が特別な事情があると認めるときは、他の方法により寄附金の申込み及び払込みを行うことができる。

(寄附金の管理等)

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、ふるさと甲佐応援寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 町長は、寄附金の運用状況の公表を町広報等により行うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

ふるさと甲佐応援寄附申込書

一金 _____ 円也

上記のとおり、ふるさと甲佐応援基金に対して寄附を申し込みます。

年 月 日

甲佐町長 様

住所(所在地)

氏名(団体名)

印

連絡先 電話

E-mail

【上記寄附金の使途の指定内訳】

	使途の指定	寄附金額
	(1) ふるさとの環境・景観保全のための事業	円
	(2) 人々の安全安心なまちづくりのための事業	円
	(3) 明日を担う子どもの育成のための事業	円
	(4) 使途の限定はしない	円

※ 上記(1)から(4)までの中から使途を指定し、寄附金額をご記入ください。複数指定することもできます。なお、上記に記入がない場合は、町長が指定を行います。

※ この寄附の公表に関するご希望について、該当するものにチェック(V)してください。ご記入いただきました個人情報は、当町への寄附金(ふるさと甲佐応援寄附金)に関する業務以外には使用いたしません。

1 住所(都道府県、市町村名)の公表について	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
2 氏名の公表(ホームページ等)について	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
3 寄附額の公表について	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

※ メッセージ(指定した事業について、ご意見等があればお書きください。)

